

平成 26 年 11 月 19 日（水）
幕別町次世代育成支援対策地域協議会
資料 2-1

幕別町子ども・子育て支援事業計画案について

1 子ども・子育て支援法の規定

第61条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

2 国の基本指針で示された市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に関する記載事項

(1) 基本的記載事項（必須事項）

① 教育・保育提供区域の設定

「量の見込み」・「確保方策」を設定する単位として、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅より安易に移動することが可能な区域（教育・保育提供区域）を設定。

② 各年度における幼児期の学校教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保の内容とその実施時期

ア. 幼児期の学校教育・保育の量の見込み

- 「利用状況」に「利用希望」を踏まえて設定。
- 量の見込みは、認定区分で設定する。

【認定区分】

- 1号認定：3～5歳、幼児期の学校教育のみ
- 2号認定：3～5歳、保育の必要性あり
- 3号認定：0～2歳、保育の必要性あり

イ. 教育・保育提供区域ごとに「量の見込み」に対応するよう、認定こども園・幼稚園・保育所及び地域型保育事業による確保の内容及び実施時期を設定。

③ 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の確保の内容とその実施時期

ア. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み（13事業/3ページ参照）

イ. 実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

④ 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

ア. 認定こども園の設置数、設置時期その他認定こども園の普及に係る考え方（認定こども園を普及させる背景や必要性等）

イ. 質の高い幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の役割及びその推進方策

ウ. 幼児期の学校教育・保育と小学校教育（義務教育）との円滑な接続（幼保小連携）の取組の推進

エ. 幼保小連携、0～2歳に係る取組と3～5歳に係る取組の連携

(2) 任意記載事項

- ① 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保
- ② 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携
- ③ 児童虐待防止対策の充実
- ④ 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進
- ⑤ 障害児などの特別な支援が必要な子どもの施策の充実
- ⑥ 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

3 次世代育成支援行動計画との関係

次世代育成支援行動計画について規定している次世代育成支援対策推進法は、平成27年3月31日までの時限立法であったが、本年4月に改正され、有効期限が延長された。

これに基づき、国が定める行動計画策定指針の見直しが行われ、以下のとおりの概要案が示されていることを踏まえ、当町では「幕別町子ども・子育て支援事業計画」を「幕別町次世代育成支援行動計画」の後継計画として策定する。

(1) 次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画については、計画策定自体について任意化

- ・ 行動計画については策定しなくとも可であり、策定する場合にどの項目を盛り込むかについても任意。
- ・ ただし、施設整備の交付金を受けようとする場合や、「放課後子ども総合プラン」に基づく一体型を中心とした放課後児童クラブ・放課後子供教室の推進を図るための事業を実施し、財政支援の対象となる場合には、次世代法の市町村行動計画に位置付けることが必要。

(2) 次世代育成支援行動計画は、子ども・子育て支援事業計画と一体のものとして策定することもできる。

- ・ 例えば、子ども・子育て支援事業計画に次世代法の計画の一部（例えば「放課後子ども総合プラン」に関する事項のみ）の要素を加えた計画として策定するなどの柔軟な対応も可能。

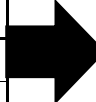
4 「幕別町子ども・子育て支援事業計画」策定の考え方

- (1) 「幕別町次世代育成支援行動計画」の後継と位置づけ、同計画の一部の要素を加えた計画として策定する。
- (2) 国の基本指針に即した内容とし、任意記載事項も盛り込んだ計画とする。
- (3) 「幕別町次世代育成支援行動計画」の施策のうち、子ども・子育て支援事業計画に係る国の基本指針に記載のないものについては本計画に記載せず、教育委員会等、主管する部局に進行管理を委ねる。

5 地域子ども・子育て支援事業（13事業）

事業	内容
延長保育事業	保育所が11時間の開所時間を超えて、保育を実施する事業
放課後児童クラブ	就労等により昼間保護者が家庭にいない小学校低学年の児童に対し、放課後や長期休暇中、適切な遊びや生活の場を提供する事業
子育て短期支援事業	保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設などで子どもを預かる事業
地域子育て支援拠点事業	子育て親子の交流の場を提供、子育て等に関する相談や援助、地域の子育て情報の提供、子育てや子育て支援に関する講習会等を実施し、親の子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援する事業
一時預かり	保護者の私用や親の通院、不定期の就労等の理由により、一時的に保育する事業
病児・病後児保育事業	病気または病気回復期の児童を、保護者の勤務や傷病等のやむを得ない事由により家庭で育児が困難な場合に、一時的に保育する事業
ファミリー・サポート・センター事業	小学校低学年の児童のいる保護者などを会員として、送迎や放課後の預かりなどの会員同士の相互援助活動を行う事業
妊婦健診	妊娠中の母子の健康状態を確認するための問診や血液検査、超音波検査など14回分の妊婦健康診査費用を公費で負担する事業
乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育てに関する情報の提供並びに、乳児や保護者の心身の状況及び養育環境の把握や助言を行ない適切なサービス提供につなぐことで子育ての孤立化を防ぎ、乳児の健全な育成環境の確保を図る事業
養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業	乳児家庭全戸訪問等により把握した、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童及びその保護者や、出産後の子育てについて特に支援が必要と認められる妊婦等に対し、養育が適切に行われるよう、相談、指導、助言等を行う事業等
利用者支援【新規】	子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業。
実費徴収に係る補足給付を行う事業【新規】	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業
多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業【新規】	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業

次世代育成支援後期行動計画		
施策の目標	個別施策	子ども・子育て支援事業計画との関連
①地域における子育ての支援	・子育て支援サービスの充実	基本目標②へ⇒
	・保育サービスの充実	基本目標②へ⇒ ※保育環境整備事業は①へ ※障がい児保育事業は④へ
	・子育て支援のネットワークづくり	基本目標②へ⇒ ※企業と連携した子育て支援の推進は⑤へ
	・児童の健全育成	基本目標②へ⇒
②母と子の健康の確保と増進	・子どもや母親の健康の確保	基本目標③及び④へ⇒ ※健康診査事業のうち妊婦健診については②にも記載
	・食育の推進	基本目標③へ⇒
	・思春期保健対策の充実	基本目標③へ⇒
	・小児保健医療の充実	基本目標③へ⇒
③子どもの教育環境の整備	・次代の親の育成	基本目標③へ⇒
	・学校教育環境の整備	教育委員会で進行管理 ※特別支援教育支援員及び幼児教育支援事業はそれぞれ④、①へ⇒
	・家庭や地域の教育力の向上	教育委員会で進行管理
	・有害環境対策の推進	教育委員会で進行管理
④子育てを支援する生活環境の整備	・良好な居住環境の整備	個別計画(一般施策) で対応・進行管理
	・安全な道路交通環境の整備	
	・安心して外出できる環境の整備	
	・安全・安心なまちづくりの推進	
⑤職業生活と家庭生活との両立の推進等	・仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し	基本目標⑤へ⇒
	・仕事と子育ての両立のための基盤整備	基本目標⑤へ⇒
⑥子ども等の安全の確保	・交通安全教育の推進	個別計画(一般施策) で対応・進行管理
	・犯罪等の被害防止活動の推進	
⑦支援を必要とする子どもへの取り組みの推進	・児童虐待防止対策の充実	基本目標④へ⇒
	・母子家庭等の自立支援の推進	基本目標④へ⇒
	・障がい児施策の充実	基本目標④へ⇒



子ども・子育て支援事業計画	
基本目標	施策
① 幼児期の学校教育・保育の推進等	○幼児期の学校教育・保育の一体的提供
	○幼児期の学校教育・保育の充実
	○保幼小連携等の取組の推進
② 地域における子ども・子育て事業の推進	○地域子ども・子育て支援事業(法定13事業)の推進
	①延長保育事業
	②放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)
	③子育て短期支援事業
	④地域子育て支援拠点事業
	⑤一時預かり事業
	⑥病後児保育事業
	⑦ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)
	⑧妊婦健康診査
	⑨乳児家庭全戸訪問事業
	⑩養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 (その他要保護児童等の支援に資する事業)
	⑪利用者支援事業
	⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業
⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	
○子育て支援のネットワークづくり	
○児童の健全育成	
③ 親子の健康の確保と育成支援	○妊娠・出産期からの切れ目のない支援
	○子どもや母親の健康の確保
	○食育の推進
	○思春期保健対策の充実
	○小児保健医療の充実
④ 支援を必要とする子どもへの取組みの推進	○次代の親の育成
	○児童虐待防止対策の充実
	○母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進
	○障がい児施策の充実等
	○障がいの原因となる疾病及び事故の予防、早期発見ならびに治療の推進
○発達障がいのある子どもへの、一人一人の希望に応じた適切な教育上必要な支援	
⑤ 職業生活と家庭生活との両立の推進	○仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し
	○仕事と子育ての両立のための基盤整備